

今後の制度の見直しについて

自動車リサイクル法は、附則第13条において、「政府は、…施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているため、自動車リサイクル法の施行状況について検討を行う必要がある。

同法令の規定に従い、自動車リサイクル法の施行状況の検討を以下のスケジュール及び観点で進める。

1. 検討のスケジュール

以下のアジェンダで産業構造審議会、中央環境審議会合同審議会を開催。

自動車リサイクル制度見直しのキックオフ(法律の施行状況及び基本的評価(本日))

自動車リサイクル制度の評価と今後のあるべき姿について(9月初旬)

義務者・関連事業者等へのヒアリング(9月～)

- 1) 自動車製造業者等
- 2) 引取業者
- 3) 解体業者、破砕業者
- 4) 自治体

課題、論点整理、方向性についての検討

課題に向けた具体的対応の検討

2. ヒアリングを行うにあたっての観点

今後の制度の見直しにおいては、例えば、以下の観点からヒアリングを行う。

各関連事業者等が法令上の義務を適正に履行しているか

各関連事業者等の役割分担の在り方

3品目以外の3Rの状況について

将来の自動車リサイクル制度のあるべき姿